

## 淀川水系流域委員会 第 5 回治水部会検討会（2003.10.12 開催）結果概要

03.10.28 庶務作成

開催日時：2003 年 10 月 12 日（日） 13：00～15：10

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 5 階 会議室 2

参加者数：委員 9 名 他部会委員 2 名

### 1 決定事項

- ・次回の部会は、10/24（金）10:00～12:00 に開催する。
- ・部会とりまとめ案は、今日の議論をもとに部会長が修正する。後日、修正案を委員に送って意見を求める。
- ・整備内容シート（治水部分）への意見は、江頭委員が各委員からの意見をふまえて文案を作成し、10/15 の意見書作業部会に提出する。堤防関連箇所については水山委員がチェックする。

### 2 検討内容

#### 委員会等の状況報告

庶務より、資料 1「第 25 回委員会（2003.9.30 開催）結果報告、第 6 回利水部会検討会（2003.9.19 開催）結果概要、第 4 回治水部会検討会（2003.9.11 開催）結果概要」を用いて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

#### 淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

主に、資料 2-1-2「治水部会とりまとめ（案）」、資料 2-2-1「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）」、資料 2-3「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見」を参考にして、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

#### < 主な議論、意見 >

##### 堤防強化対策について

- ・淀川堤防強化検討委員会で考えられているのは、従来の緩傾斜堤防に近いものだが、この工法では河積（河道の断面積）を縮めることになってしまう。「それで良いのか、どう考えるのかを河川管理者はきちんと示すべき」と意見したい。（部会長）
- ・基礎原案や整備内容シートでは、今後 20～30 年間も続く大規模な堤防補強を慌てて決めて進めようとしているように見える。堤防の緩傾斜化も、環境への影響や河積を縮めない工法について検討した上で出された案なのか疑問。試験施工的なものを行いながら徐々に進めていくべきだ。

整備内容シートに関して言えば、ある区間の堤防を一気に整備してしまうのではなく、段階的に整備を行って、周囲の環境の反応を見ながら整備を進めていく必要がある。堤防の強化対策だけでなく、越水した場合の堤内側の対策が一体となっていなければならない。

- ・低水敷を緩傾斜にすると生息できなくなってしまう生き物もいる。善後策としては、緩傾斜堤防の長さを限定する、堤防の表面を凸凹にする等が考えられるだろう。

#### 破堤による「壊滅的」な被害の回避・軽減について

- ・基礎原案では「壊滅的」という言葉が使われずに、「破堤による被害の回避・軽減を目標」となっている。これをどのように考えればよいか。(部会長)

「壊滅的」がなければ、提言の趣旨と違ってくるのではないか。提言では、長い時間をかけてゆっくりと広がる浸水被害については、ソフト対策である程度まで防ぐことができるという考え方を示したはずだ。

何が「壊滅的」な被害なのかが問題だ。定義が難しいが、やはり「壊滅的」な被害とは人命の喪失であり、その主な要因が破堤ということではないか。予測できない事態や土石流等によって発生する被害も「壊滅的」と言えるだろう。

委員会としては、「壊滅的」な被害とは、人命の喪失であり、その主な要因が破堤である。まずは破堤による「壊滅的」な被害を防ぐべきだという趣旨でとりまとめたい。(部会長)

- ・破堤による被害の一方で、琵琶湖周辺等のゆっくりではあるが広い面積に及ぶ浸水被害をどのように考えればよいか。

スーパー堤防を整備する場合は、既にある家屋等に立ち退いてもらう必要があるので、国がその費用を負担できる制度になっている。しかし、狭窄部上流等の浸水常襲地域では、浸水被害の軽減を目的とした既存住宅のピロティー化等のための費用を、国が負担できる制度になっていない。こうした問題点を考慮して、意見書では、基礎原案で土地利用規制について記述されたことを評価する一方で、新たな法令の制定や現行の法制度の改正の必要性についても意見すべきだろう。

#### 「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」

- ・基礎原案では、「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」を打ち出している。最初は、破堤による被害の軽減対策として上手くまとめていると思ったが、中身は従来どおりではないか。住民の防災意識の啓発についても記述されているが、むしろ防災関係者(自治体、水防団等)の意識が低いことが問題。

「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」は、現実問題として、行政の治水対策として実現できないことではないか。行政としては、できるだけ早く情報を提供して、あとは「自分の命は自分で守る」という考え方を周知していくしかないのではないか。もっとも重要な点は、情報の提供である。

河川管理者として当然すべきこともある。住民に任せるという方向性は良いが、河川管理者が洪水の時に実際にやるべきことをもっと書くべきだろう。

#### ハザードマップについて

- ・国と自治体が別々に、それぞれの管理区間のマップを出している。ある河川の単独のマップだけではなく、地域一体のものにしていくべきだ。うまく活用すれば、「地域で守る」こ

とにつながり得る。

#### ダムについて

- ・基礎原案の事業中ダムに関する不適切な記述は指摘すべきだ。「有効」という言葉は、「部分的に有効だ」という意味で使用している、というが、そう読まれない可能性がある。誤解を受けないよう、何に対して有効であるといっているのかを明確にさせるべき。
- ・基礎原案では、新規ダムについて、これまでと同じように「つくる方向」にあるように思える。ダムをつくらずに、ダムと同じ効果を実現する手段が何も記述されていないことが大きな問題であると、意見書ではっきりと述べておく必要がある。
- ・これからは、ダムをつくるとしても、全く違うやり方でやっていくのだということがわかるような記述にして欲しい。
- ・効果の少なかったダムや逆効果をもたらしたダムの再調査についても言及しておく必要があるのではないか。
- ・大戸川は土砂流出が大きいので「移動床モデル」を用いた評価による検討をお願いしたい。

#### 大津放水路について

- ・大津放水路の第2期区間についてどう考えるか。第1期区間の効果を十分に引き出すためには、第2期区間の整備を続けた方がよいという考え方もある。

ここまでやったから継続するという考え方はこれまでのダム建設の論理と同じ。今の時代の状況を考慮し、やめるべきものには、やめるべきと言っていくべき。(部会長)

基礎原案に対して意見するとすれば、「検討項目に含めるべき」「実施すべき」が考えられるが、そう意見できるほど十分な議論ができていないのではないかと。

#### 府県管理区間について

- ・意見書(素案)では、「既設のダムについての施策は概ね是認される」(P12)とある。しかし、府県等が管理している堰や発電用ダム、砂防ダム、農業用ダムも含めて、もう一度、治水の立場から治水効果を考える必要があると意見すべき。また、治水効果の少なかったダムや逆効果をもたらしたダムの再調査についても言及しておく必要があるだろう。

同じことが、府県等が管理している河川にもあてはまる。ダム、河道管理には、国と自治体の管理区分を超えた一貫性が必要だ。(部会長)

#### そのほか

- ・地震と出水が重なった場合の被害についても、危機管理の観点から想定しておくべき。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。